

問2

居住者甲は、父から本年1月に相続（単純承認）した次に掲げる資産を同月中に譲渡している。
次の資料に基づき、甲の本年分の譲渡所得の金額を計算し解答欄に数値を入力しなさい。

(計25点)

〔譲渡に関する資料〕

譲渡資産	取得年月	譲渡対価	譲渡費用
A土地	令和7年1月	34,000,000円	1,000,000円
建 物		13,500,000円	400,000円
骨とう品		870,000円	15,000円

〔相続に関する資料〕

甲は甲の父の相続に係る相続税額として2,256,400円を納付している。

甲がこの相続により取得した財産の相続税額に係る資料は次のとおりである。

相続財産	相続税評価額	父の取得年月	父の取得価額	備考
A土地	28,312,500円	平成7年2月	23,000,000円	
B土地	30,000,000円	平成2年9月	15,000,000円	
車 両	500,000円	令和2年5月	2,200,000円	
建 物	10,830,000円	平成18年4月	25,000,000円	(注)
骨とう品	870,000円	昭和50年8月	不 明	
課税価格	70,512,500円			

(注) 建物は事業用の倉庫として父の事業の用に供されていたものであり、父が計上した減価償却費の累積額は13,200,000円であった。

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
譲 渡 所 得		総合
総合長期	<input type="text"/>	(1) 譲渡損益
分離長期	<input type="text" value="12"/>	総合長期 (骨とう品)
		$\text{①} - (\text{②} + \text{③} + 15,000) = \text{④}$
		(注1) $870,000 \times \text{⑤} \% = \text{③}$
		(注2) $\text{④} \times \frac{\text{⑥}}{\text{⑦}} = \text{②}$
		(2) 特別控除
		$\text{④} - \text{⑤} = \text{⑥}$
		土地等・建物等
		分離長期
		(1) A土地
		$\text{⑧} - (\text{⑨} + \text{⑩} + 1,000,000) = \text{⑪}$
		(注) $\text{⑪} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑬}} = \text{⑩}$
		(2) 建物
		$\text{⑭} - (\text{⑮} + \text{⑯} + 400,000) = \text{⑰}$
		(注1) $\text{⑰} - \text{⑱} = \text{⑲}$
		(注2) $\text{⑲} \times \frac{\text{⑳}}{\text{㉑}} = \text{⑯}$
		(3) (1)+(2) = <input type="text" value="12"/>

問3

みなし譲渡について、 から にあてはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。
(計18点)

移転先	移 転 事 由	贈与等をした者	贈与等を受けた者	
			取得価額	取得時期
法 人	時価の <input type="text" value="A"/> の対価による譲渡	通常 of 取扱い (対 価 課 税)	/	
	贈 与 遺 贈 低額譲渡 (時価の <input type="text" value="B"/>)	<input type="text" value="C"/>		
個 人	相 続 (<input type="text" value="D"/>) 相 遺 (<input type="text" value="D"/>)	<input type="text" value="C"/>	取得時の時価	実際の取得日
	贈 与 相 続 (<input type="text" value="E"/>) 遺 贈 (<input type="text" value="E"/>)	/		取得費・取得時期を引継ぐ
	低額譲渡 (時価の <input type="text" value="B"/>)			
	時価の <input type="text" value="A"/> の対価による譲渡	<input type="text" value="G"/>	通常 of 取扱い (対 価 課 税)	<input type="text" value="H"/>

- | | | | | |
|----------|----------------------|---------|-----------|----------------------|
| 1. 取得対価 | 2. $\frac{1}{4}$ 未満 | 3. 単純承認 | 4. 対価課税 | 5. 非課税 |
| 6. 限定承認 | 7. $\frac{1}{4}$ 以上 | 8. 値上損 | 9. 実際の取得日 | |
| 10. 譲渡益 | 11. $\frac{1}{2}$ 以上 | 12. 譲渡損 | 13. 値上益 | 14. $\frac{1}{2}$ 未満 |
| 15. 時価課税 | | | | |

問4

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の譲渡所得の金額、課税長期譲渡所得金額及び事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額を計算し解答欄に数値を入力しなさい。なお、所得控除は考慮する必要はない。(計17点)

居住者甲が営んでいた物品販売業の店舗の敷地が、県道の拡幅事業によりその県道用地としてK県から本年2月に用地買取りの申出を受けたことから、甲は事業を廃業して本年4月に用地買取りの対象となった土地の上にあった店舗を取り壊し、その土地をK県に譲渡している。これはこの買取りの申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて収用されることとなるものである。

なお、この買取りに係る土地は甲が平成9年に20,000,000円で、店舗は平成9年に10,000,000円で取得したものであり、店舗の取り壊し直前の未償却残額は4,500,000円である。

また、甲は土地の譲渡対価等のほか、収益補償金1,200,000円（甲の物品販売業の売り上げの減少を補てんするためのものである。）を受け取っている。

甲の負担した店舗の取り壊し費用は1,700,000円、店舗で使用されていた設備及び備品の移転費用は650,000円である。

甲が、K県から土地の譲渡対価等として受け取った補償金の明細は以下の証明書のとおりである。

公共事業用資産の買取り等の証明書

譲渡者等	住所(居所)又は所在地	K県××市				
	氏名又は名称	法人 個人	甲			
資産の所在地		資産の種類	数量	買取り等の区分	買取り等の年月日	買取り等の価額
K県××市〇〇町		宅地	m ²	買取り	7. 4. 2	百万 千 円 50 000 000
同上		鉄筋コンクリート造店舗		取りこわし	7. 4. 2	6 000 000
同上		同上		除去	7. 4. 2	1 400 000
同上		備品		同上	7. 4. 2	600 000
(摘要)						
○事業名 県道拡幅事業		○買取り等の申出年月日		R7. 2. 10		
		○ {		{ (. .)}		
		{		{ (. .)}		
公共事業 施行者	事業場の所在地	K県××市〇〇町				
	事業場の名称	K県 印				

※ 収用等の5,000万円控除の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

(単位：円)

譲渡所得の金額

店舗及び土地

(1) 総収入金額 $6,000,000 + \text{①} = \text{ }$

(2) 取得費 $\text{②} + 20,000,000 = \text{ }$

(3) 取壊費用 $\text{ } - \text{③} = \text{ }$

(4) 移転費用 $\text{④} - 600,000 = \text{ }$

(5) $(1) - \{(2) + (3) + (4)\} = \text{⑤}$

(単位：円)

課税長期譲渡所得金額

$\text{⑤} - \text{⑥} = \text{ }$

(注) $\text{ } < \text{⑦} \therefore \text{⑥}$

(単位：円)

事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額

⑧

問5

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の事業所得の金額を計算し解答欄に数値を入力しなさい。
(計22点)

〈資料〉

甲は本年4月30日に甲の父が死亡したことにより、本年5月1日から甲の父が営んでいた物品販売業を引き継いでいる。これに関する資料は次のとおりである。

〔項目1〕

1. 甲の父は青色申告者であり、減価償却資産の償却方法につき旧定率法を選定していた。
2. 甲の父は棚卸資産の評価方法につき先入先出法による原価法を選定していた。
3. 甲の父の準確定申告の際、事業所得の金額の計算上貸倒引当金300,000円が必要経費に算入されている。

〔項目2〕

甲が作成した本年分の物品販売業に係る損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
自令和7年5月1日		至令和7年12月31日	
(単位：円)			
期首商品棚卸高	1,070,000	本年商品売上高	6,200,000
本年商品仕入高	4,130,000	期末商品棚卸高	1,530,000
営業費	1,521,000	雑収入	710,000
本年利益	1,719,000		
	8,440,000		8,440,000

(付記事項)

1. 甲は本年8月21日に税務署長に対し「青色申告承認申請書」及び「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しているが、本年末日まで承認または却下の処分の通知を受けていない。
2. 甲は業務につき帳簿書類を備え付けて、正規の簿記の原則に従って一切の取引の内容を詳細に記録し、これに基づき貸借対照表及び損益計算書を作成している。なお、甲は減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法につき何ら選定の届出をしていない。また、電子帳簿の備え付けやe-Taxによる電子申告等も行っていない。
3. 本年商品仕入高並びに本年商品売上高及び雑収入は適正額である。
4. 期末商品棚卸高は、甲の父が選定していた先入先出法による原価法により評価した金額である。なお、これを最終仕入原価法による原価法により評価すると1,630,000円である。
5. 期首商品棚卸高は、甲の父が選定していた先入先出法による原価法により評価した金額である。なお、これを最終仕入原価法による原価法により評価すると1,280,000円である。
6. 営業費には次のものが含まれている。
 - (1) 本年5月1日より甲の営む物品販売業に専ら従事している生計を一にする妻に対する給与 480,000円
 - (2) 本年5月1日から本年末日までの減価償却費（下記7. 以外のものである。） 340,000円
この金額は旧定率法により計算されたものであり、定額法により計算すると250,000円である。
7. 甲は本年8月1日に備品を260,000円で取得して直ちに事業の用に供しているが、何も処理されていない。
なお、確定申告書には少額減価償却資産の取得価額に関する明細書が添付されている。
8. 本年末日において有する一括評価貸金の額 1,600,000円
このうちには甲の父から引継いだ一括評価貸金の額が870,000円含まれている。

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
事業所得	⑪	<p>(1) 総収入金額 (①)</p> <p>① 本年商品売上高 <input type="text"/></p> <p>② 雑収入 <input type="text"/></p> <p>③ 貸倒引当金戻入 <input type="text"/> ②</p> <p>(2) 必要経費</p> <p>① 売上原価 <input type="text"/> ③ + 4,130,000 - <input type="text"/> ④ = <input type="text"/></p> <p>② 営業費 1,521,000 - <input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text"/> ⑤</p> <p>③ 減価償却費</p> <p>(イ) 定額法 <input type="text"/> ⑥</p> <p>(ロ) 備品 <input type="text"/> ⑦</p> <p>(ハ) (イ)+(ロ) = <input type="text"/></p> <p>④ 貸倒引当金繰入 <input type="text"/> ⑧ × $\frac{\text{⑨}}{1,000}$ = <input type="text"/></p> <p>(3) 青色申告特別控除額 {(1)-(2)} > <input type="text"/> ∴ <input type="text"/> ⑩</p> <p>(4) (1)-(2)-(3) = <input type="text"/> ⑪</p>

【令和7年度巡回監査士試験】 所得税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	①	23,500,000
第1問	②	4
第1問	③	7
第1問	④	33
第1問	⑤	3,200,000
第1問	⑥	5
第1問	⑦	400,000
第1問	⑧	1,600,000
第1問	⑨	6,900,000
第2問	①	870,000
第2問	②	27,840
第2問	③	5
第2問	④	2,256,400
第2問	⑤	500,000
第2問	⑥	906,000
第2問	⑦	28,312,500
第2問	⑧	13,500,000
第2問	⑨	346,560
第2問	⑩	13,200,000
第2問	⑪	10,830,000
第2問	⑫	10,047,440
第3問	A	11. 1/2以上
第3問	B	14. 1/2未満
第3問	C	15. 時価課税
第3問	D	6. 限定承認
第3問	E	3. 単純承認
第3問	F	12. 譲渡損
第3問	G	10. 譲渡益
第3問	H	1. 取得対価
第3問	I	9. 実際の取得日

問題番号	解答欄	模範解答
第4問	①	50,000,000
第4問	②	4,500,000
第4問	③	1,400,000
第4問	④	650,000
第4問	⑤	31,150,000
第4問	⑥	31,150,000
第4問	⑦	50,000,000
第4問	⑧	1,200,000
第5問	①	7,210,000
第5問	②	300,000
第5問	③	1,070,000
第5問	④	1,630,000
第5問	⑤	701,000
第5問	⑥	250,000
第5問	⑦	260,000
第5問	⑧	1,600,000
第5問	⑨	55
第5問	⑩	550,000
第5問	⑪	1,791,000